平成２３年（フ）第２６１０号
大阪府枚方市東香里元町14―17―207、住民票上の住所大阪府枚方市茄子作北町４番６号
債務者　山本　健太
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１８９号
大阪市旭区高殿４丁目22番５―602号
債務者　春名　正司
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５３７号
大阪府寝屋川市初町17番10号
債務者　井上　利晴
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５４７号
大阪府吹田市千里山竹園２丁目17番25―403号
債務者　小林　敬一
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５６３号
大阪府東大阪市吉田５丁目14番46号、住民票上の住所京都市伏見区深草北鍵屋町995番地１　ヴィラ墨染303号
債務者　西馬　孝昌
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６９０号
大阪府大東市三箇３丁目６番45号
債務者　本山　智美（旧姓田代）
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７８６号
大阪府枚方市伊加賀北町７番２号
債務者　田畑　仁美
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９０６号
大阪府守口市早苗町４番８号
債務者　花本　幸江
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９４７号
大阪市生野区勝山北１丁目８番14号　アイシェード勝山201号
債務者　服部　良子
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９９１号
大阪市鶴見区緑１丁目14番２―502号
債務者　田角　侑資
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４００８号
大阪府枚方市牧野北町10番35―109号
債務者　奥村フミエ
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４０５３号
大阪府東大阪市足代２丁目１番５号　モンテノーム布施304号
債務者　原　　知剛
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１１７号
大阪市阿倍野区王子町４丁目１番103―1209号
債務者　永光智香子
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１６８号
大阪市此花区高見１丁目６番22―205号
債務者　岩戸　浩子（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１７３号
大阪市住之江区浜口東２丁目11番２号
債務者　中本　達也
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１７４号
大阪市西区川口３丁目１番24―９Ｂ号
債務者　中澤　数政
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２９２号
大阪府茨木市丑寅１丁目４番12号
債務者　尾立　佐織
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３０７号
大阪市住之江区御崎７丁目10番13号
債務者　藤川　茂人
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部